

こまき多世代交流プラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和6年11月26日

小牧市長 山下 史守朗

小牧市規則第37号

こまき多世代交流プラザの設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

こまき多世代交流プラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（令和6年小牧市条例第12号）附則第1項ただし書に掲げる規定（こまき多世代交流プラザの設置及び管理に関する条例（令和2年小牧市条例第11号）第4条第1項第3号の改正規定を除く。）の施行期日は、令和7年1月6日とする。